

3 時 間 帯 別 電 灯

2026年11月 1 日 実施

中部電力ミライズ株式会社

I 本 則

1 適 用

(1) この個別要綱の3時間帯別電灯（以下「3時間帯別電灯」といいます。）は、当社が別途定める基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。）の従量電灯の適用範囲に該当し、4（時間帯区分）に定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要で、かつ、この個別要綱実施の際現に個別要綱の3時間帯別電灯（2025年4月1日実施）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) この個別要綱は、基本要綱とあわせて適用いたします。

2 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

3 契 約 容 量

(1) 原則として次のいずれかにより、契約容量を定めます。

イ 契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに基本要綱別表1〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、基本要綱16（従量電灯）(3)ロに準じて定めます。

(2) 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約容量は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として(1)に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

4 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。ただし、別表2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(2) 軽負荷時間

別表2（休日等）に定める日以外の毎日午前7時から午前9時までおよび午後5時から午後11時までの時間ならびに別表2（休日等）に定める日の午前7時から午後11時までの時間をいいます。

(3) 夜間時間

昼間時間および軽負荷時間以外の時間をいいます。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 5（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 4（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 4（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	2,511円52銭
---------	-----------

ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	3,819円20銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	447円92銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

1 キロワット時につき	34円12銭
-------------	--------

ロ 軽負荷時間

1 キロワット時につき	26円06銭
-------------	--------

ハ 夜間時間

1 キロワット時につき	16円17銭
-------------	--------

6 夜間蓄熱式機器の計量等

- (1) 特別の事情がある場合は、お客さまとの協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、夜間時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (2) (1)の場合で、電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

7 帳票発行手数料

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきま

す。

なお、帳票発行手数料は、帳票発行の対象となる料金とあわせて支払っていただきます。

イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が請求書を発行した場合

ロ お客さまが、基本要綱28（料金その他の支払方法）(1)ロに該当し、当社が振込用紙を発行した場合

(2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

イ (1)イの場合

1 料金の算定期間および1 契約につき	100円00銭
---------------------	---------

ロ (1)ロの場合

1 料金の算定期間および1 契約につき	220円00銭
---------------------	---------

8 そ の 他

(1) その他の事項については、次に定める場合を除き、基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。

イ 基本要綱6（需給契約の申込み）(2)に定める事項については、適用いたしません。

ロ お客さまが契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで電気の使用を廃止または契約容量を減少しようとされる場合は、基本要綱44（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算）(1)イ、ロ、ハ、ニおよび(2)にかかわらず、特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。なお、供

給約款を変更した場合には、変更後の約款といたします。) 45 (需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算) に準じて精算いたします。

- (2) この個別要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ (実施細目) によるものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 適用範囲

「昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

2 契約容量

(1) お客様の希望により当該一般送配電事業者等の電流制限器等を取り付ける場合は、契約容量は、次のイまたはロにより算定いたします。

なお、電流制限器等とは、基本要綱16（従量電灯）(3)イ(ロ)における電流制限器等をいいます。

イ 電流制限器等を取り付ける場合

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ 電流を制限する機能を有する計量器を取り付ける場合

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{制限される電流(アンペア)} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

(2) 夜間蓄熱式機器を使用される場合で、お客様の希望により夜間蓄熱式機器以外の機器について当該一般送配電事業者等の電流制限器等を取り付けるときは、本則3（契約容量）(2)イの値は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 夜間蓄熱式機器を使用される場合で、お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望されるときは、契約容量は、基本要綱16（従量電灯）(3)ロに準じて算定いたします。

3 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。
 - イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
 - ロ 本則 6（夜間蓄熱式機器の計量等）(1)の場合で、当該一般送配電事業者等が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、別表 1（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

4 そ の 他

- (1) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。
- (2) 本則 6（夜間蓄熱式機器の計量等）(1)にいう「特別の事情がある場合」とは、供給約款の従量電灯および個別要綱の深夜電力もしくは供給約款の従量電灯および個別要綱の第 2 深夜電力の適用を受けているお客さままたは個別要綱の時間帯別電灯もしくはピークシフト電灯の適用を受けており夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量しているお客さまが 3 時間帯別電灯に適用する個別要綱を変更される場合等、技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合をいいます。
- (3) オフピーク蓄熱式電気温水器
 - イ オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として

電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する定格電圧200ボルトのものであって、夜間蓄熱式機器に該当しない給湯機能のみ有する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、イに定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

附 則

1 実 施 期 日

この個別要綱は、2026年11月 1 日から実施いたします。

2 料金その他の供給条件についての特別措置

(1) 全電化需要のお客さまについての特別措置

夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用する需要で、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、この個別要綱実施の際現に個別要綱の3時間帯別電灯（2025年4月1日実施）附則2（料金その他の供給条件についての特別措置）(1)の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、Ⅰ（本則）にかかわらず、次のとおりいたします。ただし、イ(イ)、(ロ)、(ハ)および(ニ)に定める全電化住宅割引が適用されない場合はこの特別措置は適用いたしません。

イ 料 金

料金は、本則5（料金）にかかわらず、本則5（料金）によって料金として算定された金額から(ロ)によって算定された全電化住宅割引額を差し引いたものといたします。

(イ) 全電化住宅割引は、需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下「全電化需要」といいます。）で、お客さまと当社との協議が整った場合に適用いたします。この場合、すべての熱源とは、給湯、厨房および冷暖房等に要する熱源をいいます。

(ロ) 全電化住宅割引額

全電化住宅割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(ニ)に定める全電化住宅割引上限額を上回る場合の全電化住宅割引額は、(ニ)に定める全電

化住宅割引上限額といたします。

全電化住宅割引額＝(ハ)の割引対象額×5パーセント

(ハ) 割引対象額

割引対象額は、本則5（料金）(1)によって基本料金として算定された金額およびその1月の時間帯別の使用電力量に本則5（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

(ニ) 全電化住宅割引上限額

1 契約につき	2,200円00銭
---------	-----------

ロ 全電化住宅割引にかかわる取扱い

(イ) 全電化需要

- a 当社は、全電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。
- b 給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(ロ) 全電化住宅割引額

- a 全電化住宅割引の適用を受けている場合で、全電化需要でないことが明らかになったときは、基本要綱37（違約金）に準じて違約金を申し受けます。
- b 全電化住宅割引は、お客さまの申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- c 基本要綱25（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするとき

は、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

(2) 最低月額料金

本則 5（料金）(1)によって基本料金として算定された金額および本則 5（料金）(2)によって電力量料金として算定された金額の合計から、(1)イ(ロ)によって算定された全電化住宅割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表 5（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	最低月額料金
1 契約につき	437円94銭

(3) そ の 他

イ 全電化住宅割引上限額を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(イ) 全電化住宅割引上限額を日割りする場合

$$\text{全電化住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(ロ) 基本要綱25（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

ロ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイの「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

(イ) 検針期間の日数

a 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属

する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

- b 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(ロ) 暦 日 数

- a 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。
- b 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。

ハ その他の事項については、I（本則）に準ずるものといたします。

3 5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置

- (1) この個別要綱実施の際現にお客さまが個別要綱の3時間帯別電灯（2025年4月1日実施）附則3（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)により夜間蓄熱式機器を使用されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。）

なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (2) (1)の場合で、電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。また、この場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに基本要綱24

（使用電力量の算定）により算定した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

4 この個別要綱の実施にともなう切替措置

この個別要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、基本要綱25（料金の算定）および26（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

2 休 日 等

この個別要綱において、休日等とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

3 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

4 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭3厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

5 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社の事務所に揭示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。